

船舶事故調査報告書

平成27年7月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年1月27日 02時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市銚子漁港北東方沖 犬吠埼灯台から真方位028° 8.5海里付近 （概位 北緯35° 50.00′ 東経140° 57.00′）
事故調査の経過	平成27年1月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十一 ^{はやし} 林丸、19トン CB2-60186（漁船登録番号）、有限会社林丸 18.00m (Lr) × 5.37m × 1.88m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成2年2月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年4月28日 免許証交付日 平成23年6月14日 （平成29年4月13日まで有効） 甲板員A 男性 46歳 甲板員B 男性 22歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員B）、軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか12人が乗り組み、千葉県銚子漁港北東方沖の漁場でいわし漁を行っていた。 本船は、6隻で構成されるまき網漁船団の網船であり、もう1隻の網船と共に魚群を漁網で囲い込み、船を寄せて漁網を巻き閉める作業を行っていた。 甲板員A及び甲板員Bは、漁網を船上へ手繰り揚げる準備のため、浮子網の一端（船尾側）に取り付けた輪状のロープ（以下「本件ロープ」という。）に別のロープを取って浮子網を固定し、同端に取り付けられ、船尾甲板上に固定されていたワイヤロープを、巻き込み用ワイヤロープにつなぎ替える作業を行っていた。

	<p>本船は、平成27年1月27日02時00分ごろ、本件ロープが破断し、その切れ端が甲板員A及び甲板員Bに当たった。</p> <p>船長は、他の乗組員と共に、負傷して動けなくなった甲板員Bを船内へ移動させ、110番及び119番へ通報し、操業を中止して漁網を回収し、船団の全船で銚子港へ入港した。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、救急車で病院へ搬送され、甲板員Aが左腕の打撲と、甲板員Bが右前腕骨折等と、それぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 4</p> <p>海象：波向 北東、波高 約1m</p>
その他の事項	<p>本船は、対象魚種により、約4か月ごとに漁網と本件ロープを載せ替えて使用していた。</p> <p>本件ロープは、直径約36mmのナイロン製ロープを二重に巻いて使用しており、約1年間交換されたことがなく、ヤーンの一部に破断が見られ、繊維がはみ出している部分があった。</p> <p>本船は、本事故時、波等による特に大きな揺れはなく、本件ロープに異常な張力が掛かる状況ではなかった。</p> <p>船長は、船団の漁労長を兼任し、まき網漁の経験が約35年あり、過去に本事故同様のロープの破断を経験したことがなかった。</p> <p>本船は、本件ロープの点検を、漁網の載せ替え時に行っており、また、ふだん、操業中に乗組員が目視で行っていたが、本事故当時は、夜間操業が続いていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし <p>本船は、銚子漁港北東方沖において、浮子網の一端（船尾側）に取り付けた本件ロープに別のロープを取って浮子網を固定した後、同一端に取り付けられたワイヤロープを巻き込み用ワイヤロープにつなぎ替える作業を行っていたところ、本件ロープが破断したことから、本件ロープが作業中の甲板員A及び甲板員Bに当たり、負傷したものと考えられる。</p> <p>本件ロープは、ヤーンの一部に破断が見られ、繊維がはみ出している部分があったことから、破断強度が低下しており、浮子網の張力で破断したものと考えられる。</p> <p>船長及び本船の乗組員は、本件ロープの破断を経験したことがなく、また、夜間操業が続いていたことから、本件ロープの状態に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、銚子漁港北東方沖において、浮子網の一端（船尾側）に取り付けた本件ロープに別のロープを取って浮子網を</p>

	<p>固定した後、同一端に取り付けられたワイヤロープを巻き込み用ワイヤロープにつなぎ替える作業を行っていたところ、本件ロープが破断したため、本件ロープが作業中の甲板員A及び甲板員Bに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>本事故後、船長は、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件ロープを、クロスロープにして新替えした。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、明るいところでロープ類を点検し、使用状況を勘案して適宜交換すること。

付図1 事故発生場所概略図

